

同人誌即売会・コスプレ催事を主催される方へ

大田区産業プラザ 施設利用にあたっての遵守・注意事項

大田区産業プラザは、大田区の産業の環境基盤を整備し、その活性化を図り、併せて産業活動を担う勤労者の福祉向上に寄与することを目的として設置されました。従って、中小企業の商談会、展示会、講習会等を開催される方々にご利用いただいております。

しかし、上記目的での利用がないときには、利用にあたって「公序良俗に反しない」、「管理運営上支障をきたさない」ことなどを守っていただいた上で他の方々にもご利用いただいております。

主催者の方は、これらのことを十分に理解・認識され、催事開催にあたっては、下記のことを遵守し、催事を適切に運営されるようお願い申し上げます。

記

- 1 産業プラザ利用にあたっては、東京都青少年の健全な育成に関する条例、大田区産業プラザ条例第3条第2項「区長が利用を承認しないもの」のガイドラインなどを遵守し、当施設利用手引の注意事項を理解され、違反行為が発生しないよう、万全の配慮をすること。

- 2 主催者の方は、本条例、及び本条例のあらましの内容を理解し、出展物の規制内容・陳列方法、包装、警告や表示の方法、青少年（未成年者）への対応方法を、全出展者の方々に周知徹底、指導すること。

また、成人向け出展物を販売する場合や閲覧させる場合、必ず年齢確認を行うことの誓約書を出展者にとっていただいた上で、公益財団法人大田区産業振興協会 施設サービス担当（以下「当協会」）に報告書を提出すること。

- 3 催事会場のレイアウトや装飾を検討する場合、青少年対策（フロアの未成年者入場制限・未成年者入場禁止区域設定など）を考慮して作成すること。

例）大展示ホールを一般入場可能区域とし、A・B会議室を未成年者入場禁止区域とする等

- 4 主催者は催事の出展者募集及び集客に使用するチラシやパンフレット、ホームページ等に注意事項（下記の記載例を参照のこと）を掲載し、事前に当協会へ提出すること。

- ・会場施設周辺は路上駐停車禁止ですので、車やバイクでの来館はご遠慮ください。
- ・会場施設の駐車場に限りがあるため、やむを得ず車で来館する場合は民間駐車場をご利用ください。
- ・会場施設周辺は住宅街ですので、徹夜及び早朝の来場は厳禁です。
- ・入場待ちの列に並んでいるときは、お静かにお願いいたします。
- ・会場施設で指定されている喫煙場所以外は禁煙です。
- ・過度の性的、暴力的表現がみられるコスプレは禁止します。
- ・コスプレした状態で会場施設への入退場及び会場施設共用部分への出入りは基本禁止します。

- 5 催事を始める前に、必ず出展物を全点チェックし、成人向けの図書等の有無や、当該図書等の展示・陳列・表示・包装の方法に、青少年向けの対策がなされているかを確認すること。

- 6 催事開催中は、主催者のメンバーによる巡回を強化し、出展者が法令・条例 産業プラザの利用ルールに従っているか十分チェックし、終了後に予約センターへ**施設利用報告書**を提出すること。

- 7 催事に関わる事故が発生した場合は、主催者は直ちに必要な措置をとり、その責任において、解決すること。
- 8 コスプレ催事では、以下の事項を守り、参加者にも指導すること。
 - ・過度の性的・暴力的表現がみられるコスプレの禁止
 - ・原則として、コスプレ等の衣装を着て、会場外や施設共用部分へ出入りしないこと。
 - ・喫煙や自販機等の利用でやむを得ず施設共用部分に出入りするときは、衣装が見えない丈のコート等を着用し短時間で戻ること。
 - ・原則として更衣場所は催事場所と同一の会場内に設けること。なお、小展示ホールを催事場所として、A・B 会議室または特別会議室を更衣場所として利用するときは、催事場所と更衣場所との間を往復する場合に限り、施設共用部分に出入りすることができる。ただし、衣装が見えない丈のコート等を着用し、静かに移動すること。また、コンベンションホールを催事場所とする場合に（同人誌即売会は除く）、特別会議室または和室を更衣場所として利用する場合も同様とする。
 - ・大展示ホールではロールカーテン、小展示では可動式パネル組み立てを使うなどして、外部から見えないようにすること。
- 9 看板類に関しては、文字のみの表現で構成し、イラストが入ったポスターやチラシ等を外看板やサインスタンドへ掲示しないこと。（ロゴの使用は可）
- 10 入場者多数の場合、会場の出入り口等に整理要員を主催者が準備し、カラーコーンやロープなどを使って整列指導するなどして入場者の整理にあたること。
駐輪場（特に北側駐輪場）も施設利用者の独占利用は認めていないため、他の利用者や一般通行人の歩行者通路を確保すること。
- 11 上記事項が守られない場合や当施設の職員の指示事項に従わない場合には、催事開催前に利用が取り消されること、また催事会期中であっても催事が中止されることを承認すること。
- 12 以上のことが、全て同意できる場合、添付の**同意書**に署名捺印し、**施設利用計画書**とともに**利用申請書**を提出してください。

「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に関するお問合せ

東京都青少年・治安対策部 総合対策部 青少年課

電話 03-5388-3186

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 第一本庁舎 35 階北側

公益財団法人 大田区産業振興協会

電話番号 03-3733-6477

補足：18歳未満禁止の展示物・販売物の取扱いについて

1 販売物

18歳未満禁止の展示物・販売物に対しては表示（R18マーク等）を徹底すること。

2 ゾーニング

※占有率は出展サークル数を基準とした目安です。「なし」～「少ない」、「少ない」～「大部分」、「大部分」～「すべて」の中間範囲についての取り扱いや、それぞれの具体的な実施方法については、個々の催事内容によって判断しますので、当協会職員にご相談ください。

(1) 18 歳未満禁止の展示物・販売物が 少ない（約 30%）場合	①18 歳未満禁止の展示物・販売物をビニール袋か紐掛け等の個別包装 ②区分陳列 ③対面方式により年齢確認を行ったうえ閲覧・販売
(2) 18 歳未満禁止の展示物・販売物が 大部分（約 60~70%）を占める場合	①ゾーニング区画は他と隔離 ②ゾーニング入口に「18 歳未満立入禁止」である旨の表示・看板をわかりやすく掲示 ③身分証明書等による確実な年齢確認（対面販売） ④18 歳未満禁止の展示物・販売物をビニール袋か紐掛け等 個別包装は不要。
(3) 18 歳未満禁止の展示物・販売物が すべてを占める場合 18 歳未満入場禁止	①会場入口に「18 歳未満入場禁止」である旨の表示・看板をわかりやすく掲示 ②入場に際し、身分証明書等により 18 歳以上であること確認し入場させる。 ③再入場についても対処する。（例リストバンド） ③ 18 歳未満禁止の展示物・販売物をビニール袋か紐掛け等 不要

3 その他

映画上映等を企画される場合は、企画書をご用意の上、利用申請前に当協会職員にご相談ください。

公益財団法人 大田区産業振興協会
理事長 様

同 意 書

- 1 大田区産業プラザ施設（以下、施設）の利用にあたっては、東京都青少年の健全な育成に関する条例を始めとする法令法規及び施設利用にあたっての注意事項を遵守します。
- 2 主催者の責任で18歳未満禁止の展示物・販売物に対する表示の徹底やゾーニングの実施、対面方式による年齢確認など、法令を遵守するために必要な措置を講じるとともに、出展者に対する十分な指導監督を行います。
- 3 施設職員から上記2について改善要請があった場合には、直ちに改善措置を実施します。利用当日における確認のため、施設職員及び指導監督機関職員の立入を了承します。また、上記2の措置が講じられず法令が遵守されない場合は、直ちに催事を中止します。
- 4 上記3により、改善措置が期待できないことにより、利用承認が取消された場合、既に納入された施設利用料の返還を請求しません。また、準備等に要した費用等について一切請求しません。
- 5 上記3による催事中止に伴う直接的及び間接的な損害について一切請求しません。また、以降の利用承認の取消しに従います。

利用の申込みにあたって、以上の事項を確認のうえ同意します。

年 月 日

利 用 日 : 年 月 日

施 設 名 :

催 事 名 :

主催者名 :

印